

だれもが“主役”になれる 社会をめざして

「真岡市男女共同参画推進条例」制定

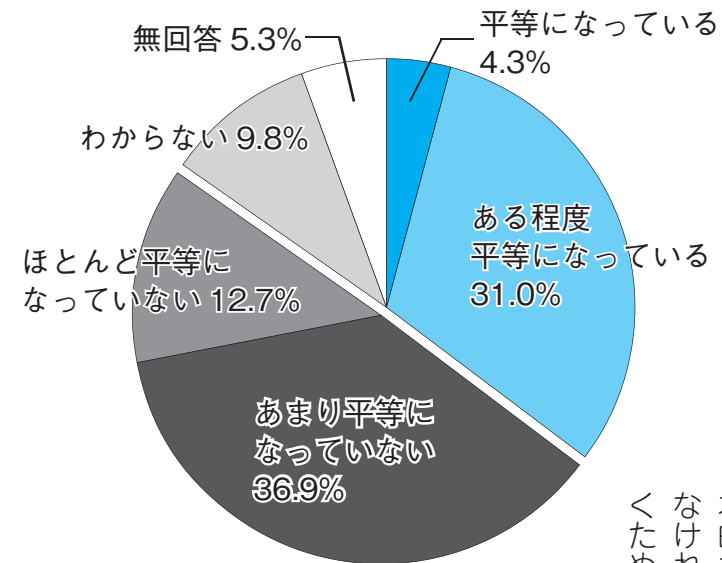
※平成23年4月1日施行

真岡市では、これまでも男女がお互いを認め、尊重し合い、個性と能力を十分に発揮できる社会、つまり「だれもが主役になれる社会」の実現を目指して、さまざまな取り組みを進めてきました。

それでも「男性はこうあるべき」「女性はこうすべき」といった性別で役割を決めてしまう考え方や、それをもとにした男女間の不平等など、たくさん問題が残っています。

男女共同参画社会を実現するための基本的な考え方や、皆さんと市が取り組まなければならないことを理解していただくために、この条例を制定しました。

Q. 現在、男女の地位は社会全体の中でどの程度平等になっていると思いますか？



〔平成22年度市民意向調査報告書〕より



男女共同参画社会が実現すると

家庭では、
家族が協力し合い、家庭と仕事が両立できます。

職場では、
働きやすい労働条件が整います。男女が個性や能力を発揮でき、職場に活力が生まれます。

学校では、
教育の場で男女の人権が尊重され相互理解が進みます。性別にとらわれず、能力を発揮できます。

地域では、
男女が共に案を出し合い活動できます。地域がさらに元気になります。

条例の内容

男性も女性も対等なパートナー。どんな分野においても、計画を立てるときから一緒に活動し、個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

基本理念 第3条

- 男女共同参画を進めるための基本となる7つの考え方
- 男女の人権の尊重
 - 社会における制度や慣行の見直しと意識改革
 - 施策等の立案及び決定への共同参画
 - 家庭生活と他の活動の両立
 - 男女の人権の尊重を基本とする教育の実施
 - 男女の生涯にわたる健康の確保
 - 国際社会の動向を踏まえた取組

基本的施策 第8条～20条

- 市では、男女共同参画の推進を主要な施策と位置づけて、男女共同参画を総合的かつ計画的に進めます
- 行動計画の策定
 - 意識の啓発
 - 人材の育成
 - 活動の支援
 - 教育の分野における施策
 - 農林業及び家族経営的な商工業等の分野における施策
 - 仕事と生活の両立支援
 - 事業者の表彰
 - 体制の整備等
 - 施策に関する意見の申出への対応
 - 積極的改善措置
 - 年次報告及び公表
 - 調査研究

責務 第4条～7条

- 市、市民、事業者、教育関係者が目標を共有しながら、お互いに協力しあうことが大切です
- 市…男女共同参画推進のための施策の策定と実施
 - 市民…男女共同参画の主体的な取組、市の施策への協力
 - 事業者…男女の対等な参画の確保、仕事と生活の両立への配慮、市の施策への協力
 - 教育に関わる者…基本理念に基づいた教育の実施

行為の禁止 第21条

性別による権利侵害を禁止します
家庭、職場、学校、地域などあらゆる生活の場で性別による差別やセクハラや男女間の暴力行為（DVを含む）など権利を侵害する行為を禁止します。

審議会 第24条

男女共同参画審議会
男女共同参画を推進するための重要事項について調査・審議し、必要に応じて市長に意見を述べます。

「男女共同参画のことをもっと知りたい」
「地域や職場で男女共同参画の学習会をしたい」
こんな方は…

市の出前講座をご利用ください。
【対象】市内在住または在勤・在学の5人以上の団体・グループ
※自治会や企業も大歓迎です！

「男女共同参画」「条例」または「出前講座」に関するお問い合わせ先

真岡市教育委員会 生涯学習課
☎ 82-7151 FAX 83-4070
Eメール gakusyuu@city.moka.lg.jp

詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。<http://www.city.moka.tochigi.jp/gakusyuka/>